

令和7年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香美市長 依光 晃一郎

市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	片地地域 (小田島・下の村・町田・加茂・山田島・林田・影山・間・佐古藪・船谷・宮ノ口・杉田・神母ノ木・逆川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

逆川地区を除く全域が市街化調整区域に位置しているため、若者は利便性の良い中心地へ流出し、地域の高齢化が進行しているの
で、将来に向けて後継者の流出を防ぐため住宅建築等開発の規制緩和などの対策を講じることが地域農業を発展させるうえで重要な課
題。

基盤整備を実施した平地の地域は、用排水路や農道は基盤整備を実施して大分経つので施設の破損や老朽化が進んできている。そ
のため、小田島地区においては水路敷地の不同沈下による溢水があり、加茂地区、林田地区においては通水障害により十分な水量が
確保できず水田利用ができない農地も発生している。また、加茂地区には排水不良による湿田もあり、田畑のどちらも有効利用できない
所もある。影山地区においては、取水する片地川に堆積した土砂が水路に流入するため用水に濁りが発生している。また、水源のため
池(大倉池)、地区内水路の老朽化による通水障害が発生している。農業者の高齢化も進んでいる。

山田島・林田地区においては、在村の農家は少数で大半が入り作農家であるため、地区の田役等の共同作業への参加者が少なくなり
負担が増えている。地区は水稻中心であったが、園芸作物へ転換が増えている。林田地区では通水障害のため水田利用できない農地
も発生している。

基盤整備を実施した地区では優良農地や担い手を確保していくうえで水路等農業施設の改修、更新が課題となっている。

基盤整備を実施していない中山間地域は、中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織で農地や水路、農道等の共同施設を
何とか維持しているが、事業に加入していない農地は遊休農地となっている。地域住民は高齢者が多く、後継者が地域外に出ている世
帯も多いため地域の共同作業も困難になりつつある。

間地区においては、生活道自体が狭く通作に支障がある事に加え、農地へ入るための耕作道も狭いため農業機械の使用も困難な所
がある。谷水を取水し農業用水としているが、山中を通しての土砂が流入し通水障害を起こしたり、破損、老朽化により漏水も多く
なっている。山手の農地では用水を取り込めない所も発生しているが、地区内の少人数の農家で修繕、保全管理を続けていくのは
困難になっている。鳥獣被害も多く個人での対策にも限界があるので地域ぐるみでの鳥獣被害対策が課題となっている。

宮ノ口地区においては、基盤整備を実施していない南の地区は農道が狭いので農作業車の駐車や農業用機械の搬入が困難で条件が
悪いため休耕地が発生しても次の引受先が見つからない。後継者が非農家の世帯が多いため、地域の共同作業に参加する者が減って
きており、自己保全のみで有効活用が出来ていない農地が多くなってきている。高齢や個人的理由により中山間直接支払制度、多面的
機能支払交付金の対象地から除外を希望する者が増え構成員が減少傾向にあるため、田役等共同作業への参加者の維持が課題と
なっている。

杉田地区においては、地区の水利組合の努力により今のところ水利に問題はないが、地区内の道路が狭く車両の進入が困難であるた
め、道路改良が課題。田役等の共同作業への参加者も減少しているため地区の負担が増加している。

逆川地区においては、遊休農地化の恐れのある農地が発生した場合、中山間活動組織等で保全管理を引き受けているが、構成員の
高齢化により現状維持を続けるだけで精一杯の状況であり、作付けされない自己保全地が多くなっている。

基盤整備を実施していない中山間地域では、水路等農業施設の改修による耕作条件の向上に加えて、新たな担い手の確保が課題で
ある。

【地域の基礎的データ】

農業者・838人(うち50歳代以下91人) 団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備を実施した地区では基盤整備事業を活用して水路等農業施設の改修、更新により優良農地を維持していく。

基盤整備を実施していない中山間地域では、基盤整備事業を活用して水路等農業施設の改良による耕作条件の向上を図り、新たな担い手を確保していく。

加茂地区においては、農家の経費の削減や遊休農地対策のため稲作を主とした農業法人を設立し、地区を超えてまとまり酒米、WCS、飼料用米など収益性のある作物へ転換を図り、酒造メーカー、畜産事業者との連携を模索していく。また、地区の若者で草刈り隊の結成を目指し、地区の除草作業員の不足解消を図っていく。

宮ノ口地区においては、耕作条件改善のため南地区の圃場整備を農業者や土地所有者の意向を把握しながら、実施に向けて地域内で調整を図っていく。また、休耕地を活用して有機米を栽培する技術や、学校給食での活用や収益を上げるための販路などの研究を進めていく。

杉田地区においては、新たな担い手の確保を推進するため農業者や土地所有者の意向を把握しながら、圃場整備の実施に向けて地域内で調整を図っていく。また、ユズの増反や有望品目の導入により地域の魅力を向上させ若者の移住を推進していく。地域資源の維持のため集落営農組織の設立や高知工科大との連携を図っていく。

間地区においては、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む体制を整え、農地の維持を図っていく。また、作業の効率化を図るため圃場整備の実施を検討していく。

影山地区においては、高知工科大と連携して耕地や栽培、収穫に関するデータの構築や労働力不足解消のため求人情報を発信し学生と連携していく体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項並びに同法第8条第4項の認定を受けた認定農用地並びに農振農用地区域外の農地で農地台帳で貸借権が設定されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落営農組織や既存の農業法人、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。
湿田の多い地区では基盤整備事業を活用して排水対策等を実施し、生産性の向上を図っていく。
宮ノ口、杉田地区においては、圃場整備を実施し、作業の効率化を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大や遊休農地の再生、活用を推進していく。
中山間活動組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織で農作業が受託できるよう地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。

農業用機械の拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大を推進していく。

水路等農業施設の保全管理のための除草作業員等の求人情報を発信して学生等と連携を図り、作業員不足の解消を目指していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】